第二十八条第一項の表第五十一条第一項及び第五十一条第二項の項を同表第十一条の項の次に加えるように改正規定

第五十一条第一項	防災計画	防災計画若しくは原子力災害対策指針
第五十一条第二項	災害に	原子力災害に
	災害に	原子力災害に

第二十八条第二項の表第八十条第二項の項の次に次のように加える。

第五十一条第一項及び第二項	災害に	原子力災害に
	原子力災害に	原子力災害に係る原子力災害対策（原子力災害（原子力災害が生ずるおそれがある場合を含む。）に

第二十八条第二項の表第二十三条第四項の項を削り、同表第二十三条第六項の項の前に次のように加える。

第二十三条第四項第一号	災害	原子力災害（原子力災害が生ずるおそれがある場合を含む。）
第二十三条第四項第二号	災害に係る災害予防及び災害応急対策	原子力災害に係る原子力災害予防対策（原子力災害対策特別措置法第二条第六号に規定する原子力災害予防対策をいう。以下同じ。）及び緊急事態応急対策（同条第五号に規定する緊急事態応急対策をいう。以下同じ。）
第二十三条第四項第三号	災害予防及び災害応急対策	原子力災害予防対策及び緊急事態応急対策
	災害予防及び関係指定地方公共機関	原子力災害予防対策及び緊急事態応急対策に沿つて原子力災害予防対策、関係指定地方公共機関及び原子力事業者
第二十三条第七項	災害予防又は災害応急対策	原子力災害予防対策又は緊急事態応急対策

第二十八条第二項の表第二十三条第六項の項の次に次のように加える。

第二十三条第七項	災害予防又は災害応急対策	原子力災害予防対策又は緊急事態応急対策
	災害予防及び災害応急対策	原子力災害予防対策及び緊急事態応急対策
	関係指定地方公共機関及び原子力事業者	関係指定地方公共機関及び原子力事業者
第二十三条第四項第三号	災害予防及び災害応急対策	原子力災害予防対策及び緊急事態応急対策
	災害に係る災害予防及び災害応急対策	原子力災害に係る原子力災害予防対策（原子力災害対策特別措置法第二条第六号に規定する原子力災害予防対策をいう。以下同じ。）及び緊急事態応急対策（同条第五号に規定する緊急事態応急対策をいう。以下同じ。）
第二十三条第四項第二号	災害に係る災害予防及び災害応急対策	原子力災害に係る原子力災害予防対策（原子力災害対策特別措置法第二条第六号に規定する原子力災害予防対策をいう。以下同じ。）及び緊急事態応急対策（同条第五号に規定する緊急事態応急対策をいう。以下同じ。）
第二十三条第四項第一号	災害	原子力災害（原子力災害が生ずるおそれがある場合を含む。）
第二十三条第四項	都道府県地域防災計画	原子力災害対策指針又は都道府県地域防災計画

第二十八条第三項の表第十四条第二項第二号の項及び第十四条第二項第三号の項を削り、同表第二十三条第四項の項を次のように改める。

第二十八条第三項の表第十四条第二項第二号の項及び第十四条第二項第三号の項を次のように改める。

第二十三条第四項第二号	災害に係る災害予防及び災害応急対策	原子力災害に係る原子力災害対策（原子力災害対策特別措置法第二条第六号に規定する原子力災害予防対策をいう。以下同じ。）及び緊急事態応急対策（同条第五号に規定する緊急事態応急対策をいう。以下同じ。）
第二十三条第四項第一号	災害	原子力災害（原子力災害が生ずるおそれがある場合を含む。）
第二十三条第四項	都道府県地域防災計画	原子力災害対策指針又は都道府県地域防災計画

第二十八条第三項の表第二十三条第四項の項の次に次のように加える。

第二十三条第四項第二号	災害に係る災害予防及び災害応急対策	原子力災害に係る原子力災害対策（原子力災害対策特別措置法第二条第六号に規定する原子力災害予防対策をいう。以下同じ。）及び緊急事態応急対策（同条第五号に規定する緊急事態応急対策をいう。以下同じ。）
第二十三条第四項第一号	災害	原子力災害（原子力災害が生ずるおそれがある場合を含む。）
第二十三条第四項	都道府県地域防災計画	原子力災害対策指針又は都道府県地域防災計画

第二十八条第三項の表第十四条第二項第二号の項を削り、同表第十四条第二項第三号の項を次のように改める。

第十四条第二項第四号	災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧	原子力緊急事態宣言がされた場合において、当該原子力災害に係る原子力災害復旧

第二十八条第二項の表第七十七条第一項及び第八十条第一項の項の次に次のように加える。

第二十三条の二第四項	及び関係指定地方公共機関	、関係指定地方公共機関及び原子力事業者
	災害に	原子力災害（原子力災害が生ずるおそれがある場合を含む。）に
	災害予防及び災害応急対策	原子力災害予防対策及び緊急事態応急対策
第二十三条の二第六項	災害予防又は災害応急対策	原子力災害予防対策又は緊急事態応急対策
	並びにその他の関係者	、原子力事業者並びにその他の関係者